

島根県議会業務継続計画

令和3年2月

目次

1	計画策定の目的	1
2	想定する災害等	1
3	本計画の適用	2
4	計画の構成	2
5	大規模災害対策編 ～大規模地震を想定～	2
	A 大規模地震発生直後の行動	
	B 議会の再開等に向けた対応	
	【本会議の再開等】	
	【委員会の再開等】	
6	大規模地震以外での対応	6
7	感染症対策編	6
8	計画の見直し	8
	フロー図	9

(参考)

○	業務継続計画の適用にあたって踏まえておくべき 地方自治法・会議規則等の関係規定	12
---	--	----

1 計画策定の目的

- 令和2年の新型コロナウイルスの感染症への対策として、議場や委員会室等の運営においていわゆる「三密」を避けたり、6月定例会の会期を短縮するなど、急きょ検討協議を行ったが、対策の手段や実施時期等についてあらかじめ定めておく必要性が明らかになった。
- 本県は原発立地県でもあり、また、自然災害においては、平成25年の山口県との県境での豪雨災害や、平成30年の大田市を中心とした地震、平成30年の西日本豪雨による江の川の氾濫などの災害が発生しており、今後もいつ不測の事態となるかわからない状況にある。
- 令和2年3月、全国都道府県議会議長会が有識者研究会から報告を受けた地方議会を巡る諸課題の中に、業務継続計画をまとめておくことが望まれるとの項目があり、今後各議会において実現に向け努力することとされている。
- 以上のことから、大規模地震等の突発的な事態に対応して、本会議や委員会を円滑に運営し、二元代表制の一翼を担う議会の機能を果たしていくため、「島根県議会業務継続計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 想定する災害等

- 本計画が対象とする災害等（以下「災害等」という。）は次表のとおりとする。

災害種別	災害内容
地震	大規模な地震で局地的又は広範囲な災害が発生した場合
風水害	台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合
新たな感染症	治療法や予防法が確立されていない感染症で、県民の生命及び健康に重篤な影響を与えるおそれがあるものが発生した場合、又はそのおそれがある場合
その他	自然災害のほか、大規模火災などの大規模事故、原子力災害、大規模テロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合

3 本計画の適用

- 「2 想定する災害等」に掲げる災害等が発生した場合において、本計画を適用するか否かの判断は、議長が行う。

4 計画の構成

- 本計画は、「議場が使えない」「議員が参集できない」「執行部が議会对応できない」といった、通常の議会運営が困難となる突発的な事態として、大規模地震の発生を想定して、「大規模災害対策編」を策定し、地震以外の災害については、これに準じて対応するものとする。
- 治療法や予防法の確立されていない新たな感染症については、議場等での感染防止を図りながら議会運営すべきとの視点が必要なことから、令和2年の本議会における新型コロナウイルスへの取組状況を整理して、「感染症対策編」とする。

5 大規模災害対策編 ～大規模地震を想定～

A 大規模地震発生直後の行動

(1) 議会開会中の地震発生直後の行動

- ① 地震の揺れを感知した場合、議長（委員長）の判断で暫時休憩を宣告する。
- ② 議員（委員）及び議会事務局職員は、自身の安全の確保を図り、建物が安全でない時は、庁舎外へ速やかに避難する。議事堂正面玄関前で集合し、議会事務局職員が議員の安否確認を行う。
- ③ 議会事務局職員は、傍聴者等の避難誘導を行う。

(2) 議会閉会(休会)中の地震発生直後の行動

- ① 在庁中の議員及び議会事務局職員は、自身の安全の確保を図り、建物が安全でない時は、庁舎外へ速やかに避難する。議事堂正面玄関前で集合し、議会事務局職員が議員の安否確認を行う。
- ② 議会事務局職員は、在庁していない議員の安否を確認する。議員からも議会事務局への連絡に努める。

(3) 職員の勤務時間外に地震が発生した場合の行動

議会事務局職員は、別に定める「議会事務局災害時動員体制」に基づき登庁し、議員の安否確認を行う。

(4) (2) 又は (3) の場合における議員の安否確認は、携帯電話の送受信を基本とし、携帯電話が使用できない場合は、FAX又はメールを補完的に使用する。

[確認事項]

- ① 議員の安否
- ② 議員の所在
- ③ 議員の被災状況
- ④ 議員の取り得る交通手段

(5) (1) ～ (3) のいずれの場合も、その次に、議会事務局職員は以下の業務を実施する。

- ① 県災害対策本部との連絡体制を確保する。
- ② 災害関係情報を収集・整理する。
- ③ 知事部局と連携のうえ、建物の安全確認を行う。

(6) 議場（委員会室）、議員（委員）及び議会事務局職員等に支障がないと判断される場合、速やかに本会議（委員会）を再開する。

(7) 議場（委員会室）、議員（委員）及び議会事務局職員等に支障があると判断される場合、「B 議会の再開等に向けた対応」を行う。

B 議会の再開等に向けた対応

【本会議の再開等】

[本会議開会中の発災]

- ・ 議場の安全が確保できない場合
 - ・ 議員に負傷者が出た場合
 - ・ 中断時間の影響で当初予定していた会期では審議時間が確保できない場合
 - ・ 執行部が災害対応等のため当面議会への出席が困難な場合
- 等は、(1) 諸状況を把握のうえ、(2) 再開等に向けた協議を行う。

[議会閉会(休会)中の発災]

- ・ 予定していた開会日（再開日）までに議場の安全が確保できない場合
 - ・ 議員に負傷者が出た場合
 - ・ 執行部が災害対応等のため当面議会への出席が困難な場合
- 等は、(1) 諸状況を把握のうえ、(2) 再開等に向けた協議を行う。

(1) 再開等の判断の前提となる諸状況の把握

議長の指揮の下、議会事務局は、本会議の再開等の判断に向け、その前提となる以下のような諸状況を把握のうえ、整理する。

- 人的、物的被害状況
 - ・ 議員のおかれている状況 → 安否、所在、被災状況、取り得る交通手段（いつどこまでなら参集可能か）
 - ・ 通信・交通インフラの状況及びその復旧の見込み、その他県内の被害状況、今後の天気予報、余震の見込み等 → 県災害対策本部に参加して情報収集
- 議場等の使用の可否、代替施設の確保の見込み
 - ・ 議場の復旧時期と使用できる部屋の状況
 - ・ 代替施設の場所と利用可能時期
 - ・ 設備、備品の調達の見込み
 - ・ 議員の参集の可否、方法
 - ・ 執行部の移転先との距離等

[代替施設の想定場所]

議事堂別館、職員会館、県庁会議室、県合同庁舎会議室、県立武道館、県立浜山体育館、近隣団体会議室、ホテル等会議室 等

[本会議出席者、記者、傍聴者等の配置]

議員、本会議に出席する執行部のほか、記者席の確保や傍聴席設置の有無等、会議室スペースに応じた配置を決定する。

[備品等の調達]

設備が整っていない会議室で本会議を開会するための、必要最低限の備品を調達する。

- ・ 本会議規模による机、椅子、演台
 - ・ マイク、スピーカー、会議録作成のための録音設備
 - ・ 映像録画設備（使用する場合、機材の確保）
- 議員の定足数の確保の見込み
 - ・ 代替施設への参集の可否、方法
 - 執行部の状況
 - ・ 災害等への対応状況
 - ・ 災害等による追加議案の有無
 - ・ その他、今後の審議・議決に係る執行部からの意見、要請

- 議会の審議状況
 - ・ 発災時までの質問、委員会への付託・審議等の進捗状況
 - ・ 残っている審議等の内容、所要時間の見込み

(2) 再開等に向けた協議

- ① 議会運営委員会を開会し、再開等に向けた協議を行う。
(必要に応じて、各派代表者会議でも協議を行う。)
- ② ①により難しい場合は、正副議長、議会運営委員会正副委員長等で再開等に向けた協議を行うなど、柔軟な対応を行う。
(必要に応じて、各委員会委員長から意見を聴取する。)

[協議事項]

- ・ 会議日程や質問の再開、休会、短縮、会期延長、閉会の選択
- ・ 議案、請願等の取扱い
- ・ 質問、委員会付託の省略の可否
- ・ 傍聴者、報道機関への対応 等

(3) 議事の整理

- (2)で決定した内容に沿って、再開後の議会に向けて、議事を整理する。

【委員会の再開等】

[委員会開会中の発災]

- ・ 委員会室の安全が確保できない場合
 - ・ 委員に負傷者が出た場合
 - ・ 中断時間の影響で当初予定していた日程では審議時間が確保できない場合
 - ・ 執行部が災害対応等のため当面委員会への出席が困難な場合
- 等は、(1)諸状況を把握のうえ、(2)再開等に向けた協議を行う。

(1) 再開等の判断の前提となる諸状況の把握

- 上記【本会議の再開等】に掲げた諸状況の把握のほか
- 各委員会の定足数の確保の見込み
- 委員会の審議状況
 - ・ 発災時までの委員会への付託・審議等の進捗状況
 - ・ 残っている審議等の内容、所要時間の見込み

(2) 再開等に向けた協議

- 各正副委員長で、再開等に向けた協議を行う。
(必要に応じて、各委員から意見を聴取する。)

[協議事項]

- ・ 会議日程、委員会の再開、継続審議の選択
- ・ 傍聴者、報道機関への対応 等

(3) 議事の整理

- (2)で決定した内容に沿って、再開後の委員会に向けて、議事を整理する。

6 大規模地震以外での対応

- 台風、豪雨、大規模な火災、事故、テロなどの突発的事態の発生の場合の対応として、「再開等の判断の前提となる諸状況の把握」や「再開等に向けた協議」については、大規模地震の発生の場合と基本的に同様であると考えられるため、「大規模災害対策編」に準じて対応する。
- これにより難しい場合は、別途協議する。

7 感染症対策編

(1) 感染症の予防・拡大の防止策（新型コロナウイルス感染症の場合）

- 令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症について、本議会として実施した取組
 - 取組の種類や強度は多様であり、感染の流行状況に応じて、適宜、拡充又は縮小する必要がある。
- ① 本会議、委員会等における感染症防止対策
- ・ 定例会の会期を短縮する。
 - ・ 議場入り口等に消毒液を設置する。

[本会議]

- ・ 執行部の出席者を絞り込む。(原則1席空けながら着席)
- ・ マスク着用のままでの発言を認める。
- ・ 換気に十分配慮する。(入り口扉の開放)
- ・ 一問一答を行う第1会議室については、発言者の前に飛沫感染防止用のアクリルパネルを設置する。
- ・ 演壇の消毒や手指消毒を励行する。

[常任委員会・特別委員会等]

- ・ 休憩時などに可能な限り換気を行う。
- ・ 執行部の出席者を絞り込む。
(各机に一人掛けとする。会場に応じて9人～12人程度とする)
- ・ 三密を避けるために会場を変更する。

[会場変更]

○ 常任委員会

- ・ 総務委員会 (第1委員会室のまま)
- ・ 文教厚生委員会 (第4委員会室→第1会議室)
- ・ 農林水産商工委員会 (第2委員会室→職員会館多目的ホール)
- ・ 建設環境委員会 (第3委員会室→議事堂別館大会議室)

○ 各派代表者会議、議会運営委員会、広報委員会 (第2会議室→第1委員会室)

○ 各特別委員会 (第1会議室→職員会館多目的ホール)

② 委員会による調査の自粛

- ・ 各委員会の県内外調査については、当面は実施を見合わせることにする。その後については、感染状況を注視しながら、実施の可否について検討する。

③ 議会傍聴者への対応

- ・ 三密を避けるために傍聴席数を減らす。
(議場112席→36席、第1会議室(全員協議会等)10席→4席)
- ・ 傍聴者から感染者が発生した場合に備え、傍聴受付時に連絡先の記入について、傍聴者へ協力を要請する。

④ 議員・職員が感染した場合の対応

- ・ 県民への周知を行う。
- ・ 議員控室等の一時閉鎖・消毒を実施する。
- ・ その他、別に定める「議員(職員)が新型コロナウイルスに感染した場合の対応」により対応する。

⑤ 外部からの訪問者への対応

- ・ 別に定める「島根県議会(議事堂及び議事堂別館)における大規模流行期(まん延期)の新型コロナウイルス感染防止対策について」により対応する。

(2) 感染症の予防・拡大の防止策(新型コロナウイルス感染症以外の感染症の場合)

- 治療法や予防策が確立されていない新たな感染症については、その特徴(感染力、病原性、感染方法、潜伏期間等)や、予防・拡大の防止策は、時間の経過とともに次第に明らかになってくる。
- そうした知見により、感染の拡大状況(国内発生期、県内発生期、県内流行期等)に応じて、適宜対応する。

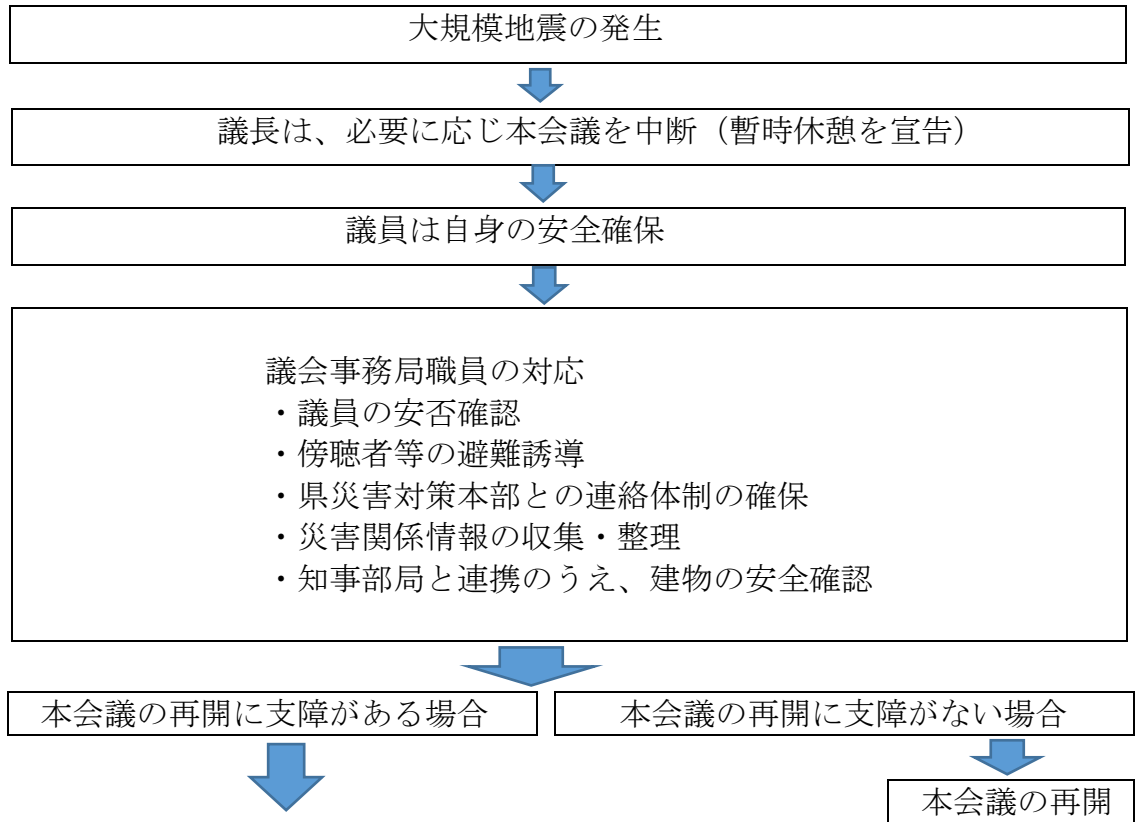
- (3) 新たな感染症により、議会を一時閉鎖した場合において、「再開等の判断の前提となる諸状況の把握」や「再開等に向けた協議」については、「大規模災害対策編」に準じて対応する。

8 計画の見直し

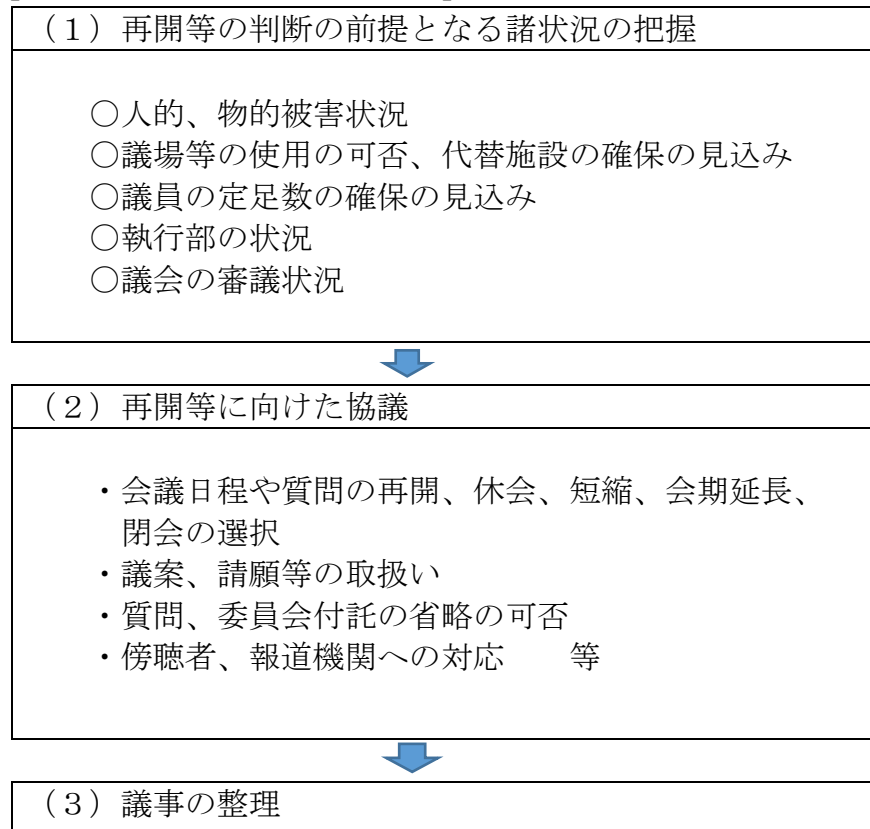
- 本計画をより実効性のあるものとするため、災害時におけるオンライン会議の開催が可能となるなど状況の変化や新たな課題等が生じた際には、適宜、内容の見直しを行うものとする。
- 見直しの方法は、以下によるものとする。
 - ① 議長が見直しの原案について提示し、正副議長及び議会運営委員会正副委員長の4名で検討する。
 - ② 議長から、議会運営委員会に対して提示、議会運営委員会で協議する。
 - ③ 議長が、議会運営委員会の同意を得て、計画を見直す。

フロー図

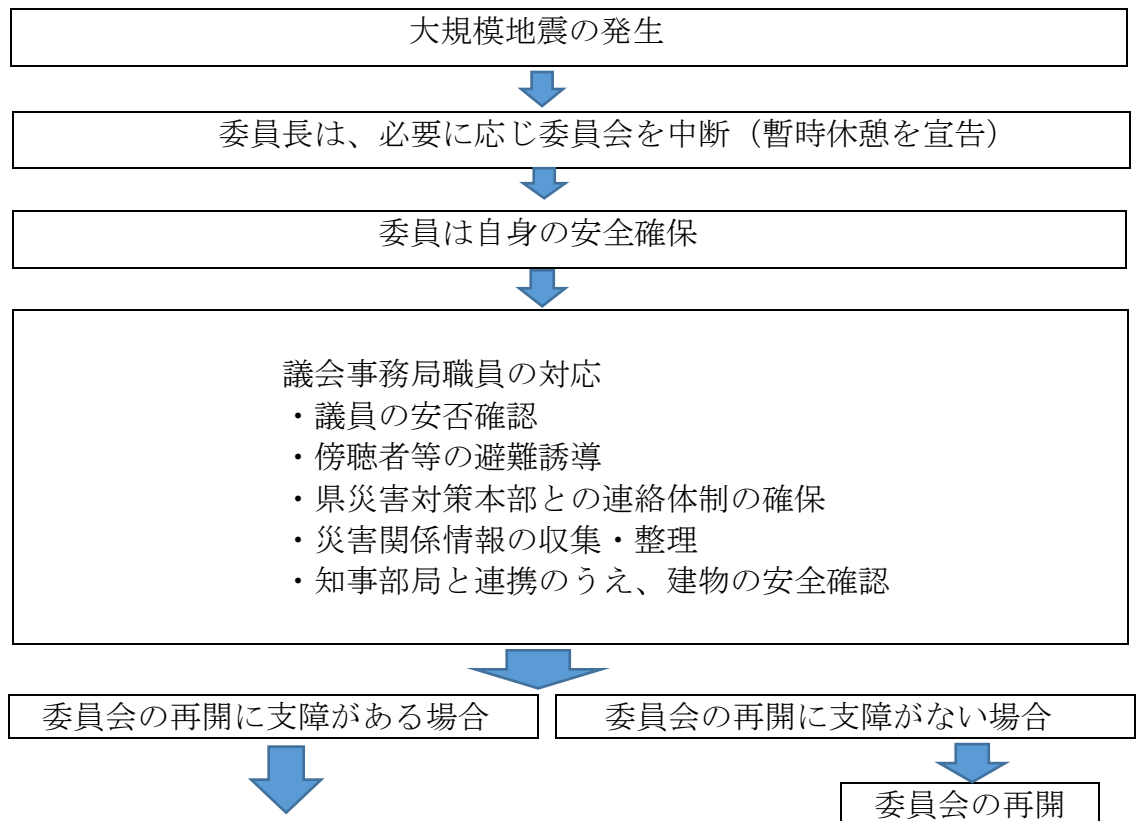
【本会議開会中の地震発生直後の行動】



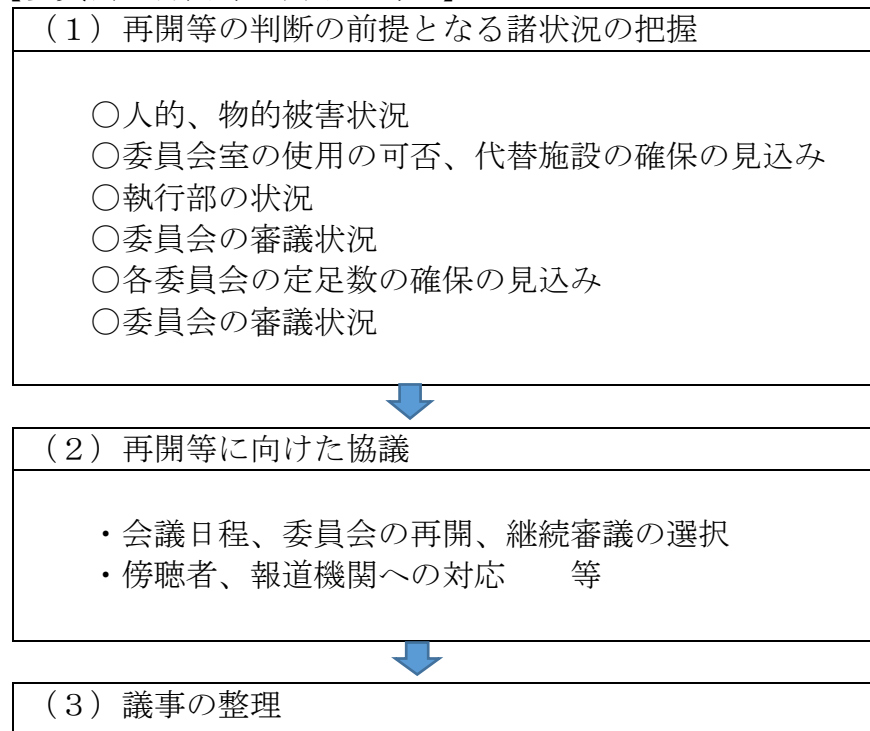
【本会議の再開等に向けた対応】



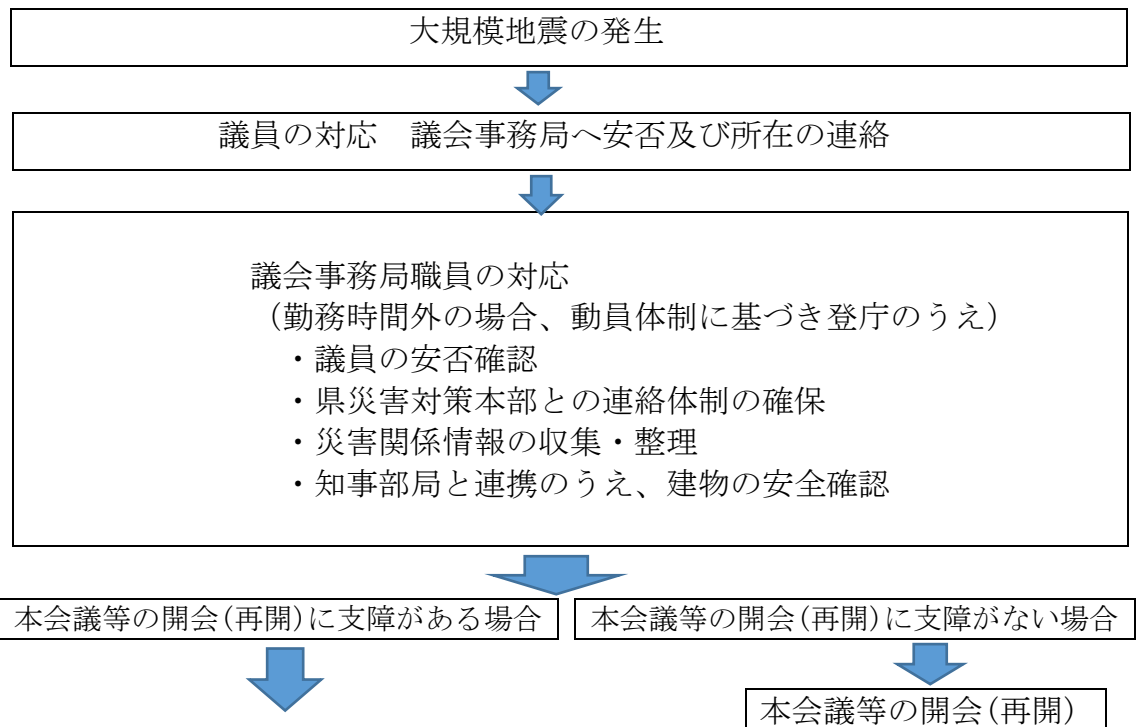
【委員会開会中の地震発生直後の行動】



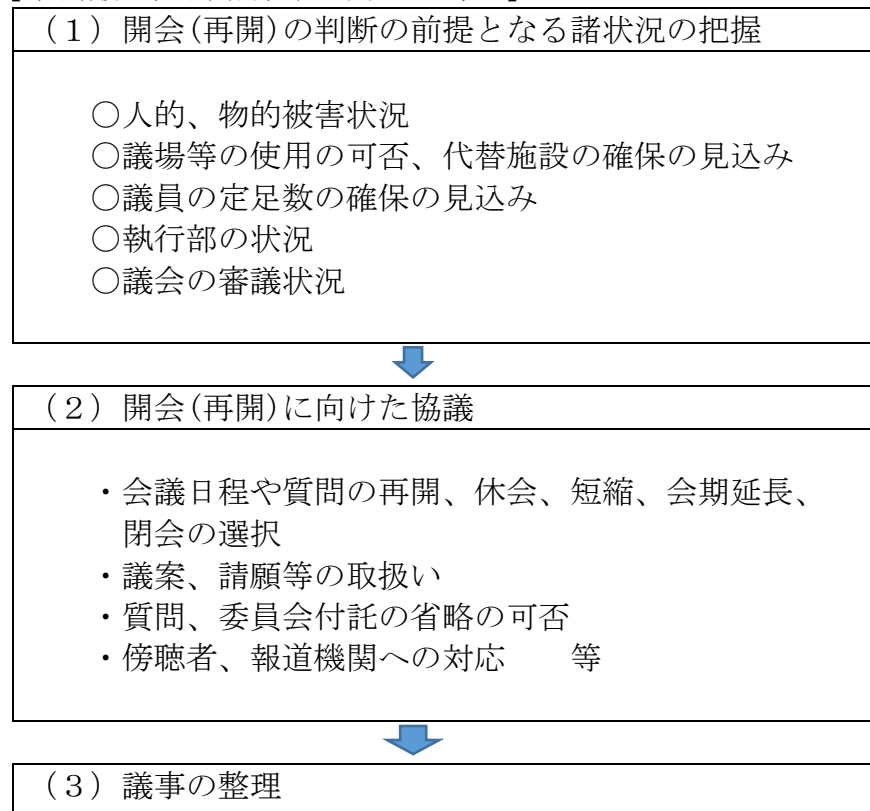
【委員会の再開等に向けた対応】



【議会閉会（休会）中の地震発生直後の行動】



【本会議の開会(再開)に向けた対応】



業務継続計画の適用にあたって踏まえておくべき 地方自治法・会議規則等の関係規定

※凡例（法令等の略し方）

・項番号は、①、②、⑩（マル付き数字）。号番号は、(1)、(2)、(10)（括弧付き数字）。

・条文は関係部分のみを掲載。前後の項・号を削除している箇所あり

（1）地方自治法

No.	ケース	条番号	条 文
1	定例会・臨時会の招集	第 101 条	<p>①普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。</p> <p>②議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</p> <p>⑦招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p>
2	定例会・臨時会の招集、会期	第 102 条	<p>②定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。 ※県議会の定例会の回数を定める条例：「年4回とする」</p> <p>③臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。</p> <p>④臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。</p> <p>⑥臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前3項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。</p> <p>⑦普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。</p>
3	議長、副議長に事故があるとき		<p>①普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。</p> <p>②議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。</p> <p>③議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。</p>

4	委員会の継続 審査	第 109 条	⑧委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
5	定足数	第 113 条	①普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第 117 条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。
6	表決	第 116 条	①この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ②前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。
7	議決に至らな かった議案	第 119 条	①会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。
8	長の専決処分	第 179 条	①普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。(以下 略) ②議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 ③前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(2) 島根県議会会議規則

No.	ケース	条番号	条 文
1	会期の延長	第 6 条	①会期は、議会の議決で延長することができる。
2	会期中の閉会	第 7 条	①会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
3	議会の開閉	第 8 条	①議会の開閉は、議長が宣告する。
4	会議時間	第 9 条	①会議時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げ、又は延長することができる。 ②会議時間の繰り上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。
5	休会	第 10 条	②議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。 ③議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
6	会議の開閉等	第 11 条	①開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。
7	定足数に関する措置	第 12 条	①開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。 ②会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。 ③会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。
8	出席催告	第 13 条	①法第 113 条ただし書の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(中略)に文書又は口頭をもって行う。

9	事件の撤回又は訂正及び動議の撤回	第 18 条	①会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
10	延会の場合の議事日程	第 21 条	①議事日程に定めた議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。
11	日程の終了及び延会	第 22 条	②議事日程に定めた議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。
12	議案等の説明、質疑及び委員会付託	第 38 条	③提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
13	付託事件を議題とする時期	第 39 条	①委員会に付託した事件は、第 75 条の規定による報告書の提出をまって議題とする。
14	委員会の審査又は調査期限	第 45 条	①議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。 ②前項の期限内に審査を終わることができなかつたときは、その事件は第 39 条の規定にかかわらず、議会の会議において審議するものとする。
15	委員会の中間報告	第 45 条の 2	①議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。 ②委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

16	議事の継続	第 47 条	①延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。
17	発言の継続	第 56 条	①延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、再びその事件が議題となったときは、前の発言を続けることができる。
18	一般質問	第 59 条	①議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。 ②質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
19	緊急質問等	第 60 条	①質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。 ②前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。 ③第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、これを制止しなければならない。
20	議長への通知	第 63 条	①委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
21	閉会中の継続 審査	第 73 条	①委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(3) 島根県議会委員会条例

No.	ケース	条番号	条 文
1	委員長及び副委員長がともにいないときの互選	第 8 条	①委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。 ②前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。
2	委員長の職務代行	第 10 条	①委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序に従い副委員長が委員長の職務を行う。 ②委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。
3	定足数	第 13 条	①委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 15 条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。